

北海道告示第 11066 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 10 月 28 日までに北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 6 月 26 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コンフォモール苫小牧

苫小牧市糸井 135-1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社エスポア 代表取締役 矢作 和幸

東京都渋谷区南平台町 15 番 1 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社エスポア 代表取締役 矢作 和幸

愛知県名古屋市緑区曾根 2 丁目 162 番地

(変更後) 株式会社エスポア 代表取締役 矢作 和幸

東京都渋谷区南平台町 15 番 1 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
未定		
日本リサイクル研究所有限公司	代表取締役 奥山 和伸	東京都板橋区高島平 9-21-1
株式会社クール	代表取締役 本間 秀明	札幌市白石区菊水元町 3 条 3 丁目 1-1
未定		
株式会社ルック・ヒライ	代表取締役 平井 勝治	札幌市中央区南 2 条西 6 丁目 7 番地 1
株式会社フィッシュランド	代表取締役 佐藤 隆士	札幌市中央区南 3 条東 4 丁目 1-20
未定		
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号
未定		

株式会社 Coo&RIKU 東日本	代表取締役 小林 大史	東京都千代田区神田佐久間町3丁目 38 番地第5東ビル
-------------------	----------------	--------------------------------

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更 事項
未定			
未定			(7)
株式会社クール	代表取締役 本間 秀明	札幌市白石区菊水元町3条3丁目1-1	
未定			
株式会社ルック・ヒライ	代表取締役 平井 恒輔	札幌市中央区南2条西6丁目7番地1	(イ)
株式会社フィッシュランド	代表取締役 佐藤 隆士	札幌市中央区南3条東4丁目1-20	
未定			
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	
未定			
株式会社 Coo&RIKU 東日本	代表取締役 小林 大史	東京都千代田区外神田4丁目14番1号 秋葉原 UDX18階	(ウ)

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 令和5年7月7日

上記(3)イ(7) 令和6年1月31日

上記(3)イ(イ) 令和4年12月2日

上記(3)イ(ウ) 令和6年2月26日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 住所変更のため

上記(3)イ(7) 小売業者の撤退のため

上記(3)イ(イ) 代表者変更のため

上記(3)イ(ウ) 住所変更のため

2 届出年月日

令和6年5月17日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和6年6月26日(水)から同年10月28日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで